

# 公益財団法人横浜企業経営支援財団入札公告

平成 30 年 2 月 5 日発行

## 一般競争入札（委託）の施行

次のとおり、「保有施設の利活用等アドバイザー業務」の契約について、一般競争入札を行う。

公益財団法人横浜企業経営支援財団  
理事長 牧野 孝一

### 1 入札参加資格

入札参加者は、開札日において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

- (1) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (2) 契約ごとに定める入札参加資格を全て満たす者であること。

### 2 入札参加手続き等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 1 に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

### 3 仕様書の交付等

#### (1) 仕様書の交付

仕様書等の交付については、電子渡しの方法により行う。当財団ホームページからダウンロードすること。

#### (2) 仕様書に関する質問及び回答

当財団大会議室（横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7 階）にて平成 30 年 2 月 8 日（木）午前 10 時 00 分から事前説明会を開催し、その場において質問を受け付け、その場で回答する（事前説明会参加の有無は、入札参加の可否に影響しない。）。

なお、質問は仕様書に係る事項に限るものとする。仕様書以外の質問については回答しない。

### 4 入札方法等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所については、契約ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。

なお、入札参加者 1 者あたり 2 名の参加を限度とする。

#### (3) 入札書は、当財団ホームページからダウンロードした所定の用紙を用いること。

#### (4) 入札にあたっては、次の書類を持参すること。

ア 代表者印の印鑑証明書（発行日から 3 か月以内）

入札当日、受付に提出すること。

イ 委任状及び受任者の印鑑証明書（受任者の氏名、印鑑で入札、契約する場合）（発行日から 3

か月以内)

入札当日、受付に提出すること。

- (5) 落札決定にあたっては、物件売却が生じた場合にその成約による成功報酬として支払うこととなる委託料算定のための売却価格に対する料率（当該価格に当該料率を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を委託料）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該料率を入札料率とすること。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (7) 入札の回数は2回までとする。

## 5 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札資格のない者が行った入札。
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札。
- (3) 所定の日時までに入札書を提出しなかった入札。
- (4) 入札事項を表示しない入札。
- (5) 同一事項に対して2通以上あった入札。
- (6) 他人の代理をかね、又は2人以上の代理をした者が行った入札。
- (7) 年月日及び記名押印のない入札書による入札。
- (8) 記載要領がはっきりしない入札書による入札。
- (9) 不正の行為があった入札。
- (10) 削除
- (11) 料率の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札。
- (12) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札。
- (13) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札。
- (14) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札。
- (15) 親会社、子会社又は関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（「昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項及び第5項」に規定する者をいう。）が同一の案件において入札を行った場合、これらの会社が行った入札。

## 6 入札参加資格の確認及び落札の決定

開札後、次の手続により入札参加資格の確認及び落札の決定を行う。

- (1) 開札後、予定料率以下で最低の料率をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該料率を公表し、落札の決定は保留する。

なお、予定料率以下の料率で最低の料率をもって入札を行った者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない当財団職員をしてくじを引かせ落

札候補者を決定するものとする。

- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認する。
- (3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。

入札結果は、当財団ホームページに掲載する。
  - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定料率以下の料率をもって入札を行った他の者のうち最低の料率をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。
- (4) (2)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、契約ごとに定める提出書類等を開札日（(3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌営業日の午後5時00分までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3)イの手続きにより落札者を決定する。
- (5) (3)イの手続きにより落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (6) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市の指名停止措置を受けた場合には、その者を落札者とせず、予定料率以下の料率をもって入札した他の者のうち、最低の料率をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (7) 開札の結果、予定料率以下の料率をもって入札した者がいない時は、最低の料率をもって入札した者を対象として随意契約の交渉を行う。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の有無については、契約ごとに定める。

## 8 委託料の支払方法等

本件の委託料は、委託業務を実施した結果、売却検討物件が生じ、当該物件の売却が成約した場合に限り、成功報酬として成約後（売却完了後）に支払うものとし、支払期限等は契約において定める。

## 9 その他

- (1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、当財団の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
- (3) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできない。

- (4) その他、この公告に規定のない事項については、当財団の関係規定のほか、横浜市の関係規定に準じて取扱うものとする。
- (5) この契約と同内容の契約を平成 31 年度以降も引き続き行う場合は、各年度の公益財団法人横浜企業経営支援財団各会計予算が、当該年度開始日前までに当財団理事会において可決されることを条件とする。